

今日から始める経済価値ベース・ソルベンシー基準 2016

住友生命 近藤 達人

【近藤】 ご紹介いただきました、近藤でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

日本アクチュアリー会年次大会

今日から始める経済価値ベース・ソルベンシー基準 2016 ～諸外国等の状況を中心に～

2016年11月11日
近藤 達人
(住友生命保険相互会社)

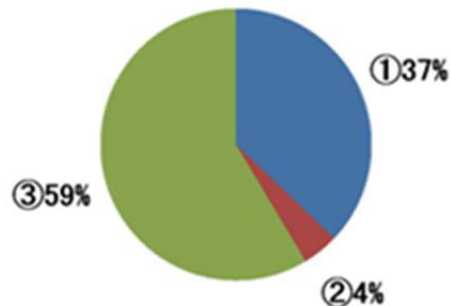
本稿は、著者の見解に基づいたものであり、所属組織の見解を代表するものではありません
本稿は、報道やインターネットホームページ等の情報に基づいて作成しておりますが、作成者はその正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません
本稿に関する事項について事前決定を行う場合には、必ず原文・添付資料を参照してください

本セッションのテーマは、「経済価値ベースのソルベンシー基準」です。今年度は、私が担当させていただきます。表題には、「2016」とつけていますが、基本的には昨年と同様で、「今日から始める経済価値ベース・ソルベンシー基準」ということで変わっていません。内容も、基本的には昨年と同様ですが、欧州でソルベンシーIIの適用が実際に開始されていることなど、若干アップデートをしています。

まず、双方向ツールを使って、幾つかご質問をさせていただこうと思います。初めに、昨年と同様の質問ですが、これまでにこのセッションを受講したことがあるのかどうかについて、お聞きしたいと思います。これまで、この講座を受講したことがある方は1番を、eラーニングで受講したことがある方は2番を、全く初めてという方は、3番をお願いします。

質問:このセッションを受講したことがありますか？

1. 昨年度も受講
2. eラーニングで受講
3. 初めて受講

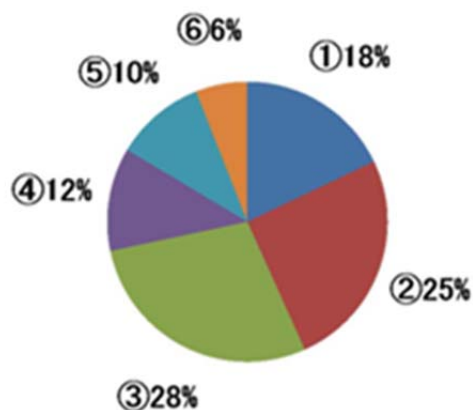


昨年も受講された人が 37%で、eラーニングが 4%、初めての方が 59%という結果です。昨年は 3 番が 75% でしたので、今回は、以前にも受講されたことがある方が増えたということです。その意味では、少し重複した内容となってしまうかもしれません。

次に、皆様のアクチュアリー業務の経験年数についてお聞きしたいと思います。これは、正会員になってからではなく、アクチュアリーに関連する業務に携わるようになってからの年数ということでお答えいただければと思います。5 年未満の方は 1 番、5～10 年の方は 2 番、10～20 年の方は 3 番、20～30 年の方は 4 番、30 年以上の方は 5 番、その他の方は 6 番をお願いします。

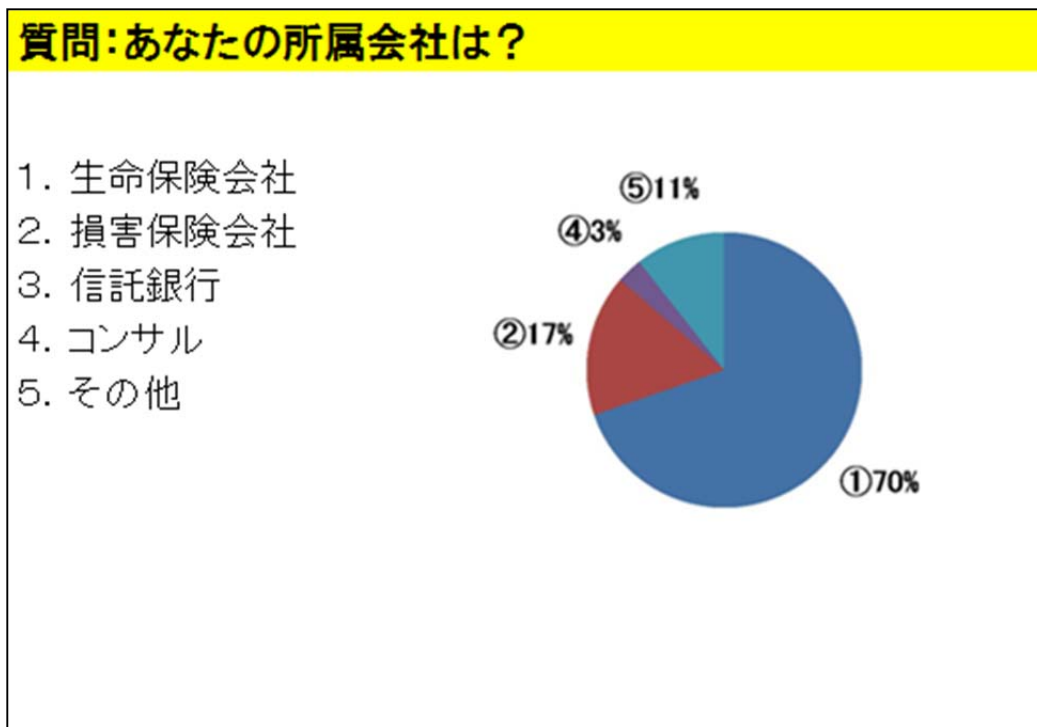
質問:アクチュアリー業務の経験年数は？

1. 5年未満
2. 5年～10年
3. 10年～20年
4. 20年～30年
5. 30年以上
6. その他



1番が18%、2番が25%、3番が28%、4番が12%ということで、5年から20年ぐらいの方が多いという感じでしょうか。私は4番に属していますが、もうすぐ5番に行くような感じです。皆さんの方が少し若い感じです。

次の質問ですが、「あなたの所属会社は」ということで、生命保険会社に勤務されていらっしゃる方は1番をお願いします。損害保険会社の方は2番、信託銀行の方は3番、コンサルティングファームの方は4番、その他の方は5番をお願いします。



これを見ると、生命保険会社の方が70%で、大半です。損害保険会社の方が17%、その他の方も11%いらっしゃいます。去年は生命保険会社の方が77%ということでしたので、あまり変わらないかもしれません。

私自身は、先ほどご紹介がありましたように、生命保険会社に勤務しています。また転職の経験もないので、他の分野の経験がありません。ですから、基本的に生命保険の視点になってしまう点が多いかと思いますが、その点をご容赦いただければと思います。また、理解のしやすさの観点から、必ずしも厳密ではないご説明をするところもあると思いますが、より正確に知りたい方は、ぜひ原典にあたっただけのようにお願いいたします。

目次

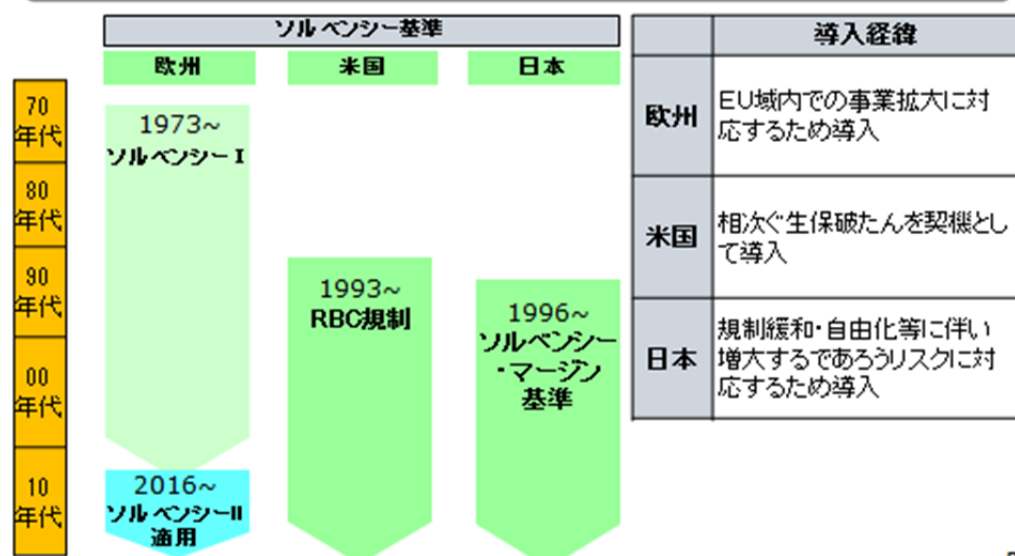
1. 経済価値ベースのソルベンシー規制について
2. I A I Sの動向
3. 欧州の動向
4. 米国の動向
5. 日本の動向

P1

それでは、本日の内容です。始めに、経済価値ベースのソルベンシー規制とはどのようなものなのか、今のソルベンシー規制とはどのようなところが違うのかということについて、ご説明したいと思います。そのあとに、I A I S（保険監督者国際機構）で現在検討が進められているソルベンシー規制に関する国際基準の動向について、そして、欧州・米国・日本それぞれの状況についてご説明します。なお説明の中で、今、申し上げましたI A I Sのように、英語の頭文字で3文字、4文字というものがたくさん出てきて、初めのうちには、戸惑うこともあると思いますが、少し我慢して聞いていただければと思います。

1-(1) 各国のソルベンシー規制

■ これまでのソルベンシー規制は、欧州では1970年代、米国、日本では1990年代に導入されたもの



P3

まず、「経済価値ベースのソルベンシー規制について」です。始めに、各国の現在のソルベンシー規制について、その導入時期と導入の経緯について、簡単に触れておきたいと思います。欧州では、1970年代に、生命保険会社のEU域内での事業拡大に対応した環境整備の必要性に伴って、他と比べると一足早く導入されています。EU域内の各国に対して共通に適用する基準とする趣旨からも、まずは簡潔・簡便な基準となっています。なお、2016年からは、ご承知のように、「ソルベンシーII」と呼ばれる新しいソルベンシー規制が導入されています。この欧州のソルベンシーIIについては、後でまた取り上げることにしたいと思います。

次に米国ですが、米国では欧州と比べると随分遅くて、1990年代に、不況による生保の経営危機を契機として、1993年からRBC規制を導入しています。RBC規制は、先ほどのソルベンシーIと比べると、割と細かくリスク評価等が行われる内容となっています。また、日本では、1996年の保険業法改正の際に、規制緩和・料率自由化などに対応するものとして、ソルベンシー・マージン基準が導入されました。これは、先ほどの米国のRBC基準に倣ったものとなっています。

1-(1) 各国のソルベンシー規制 ～ソルベンシー・マージン評価のイメージ～

- ソルベンシー・マージンは、各国会計基準に基づく資産・負債の評価により算出
- 要求資本(リスク量)は、各国とも簡易な手法により算出し、ソルベンシー・マージンがリスク量に比ぶ十分な水準にあるか確認

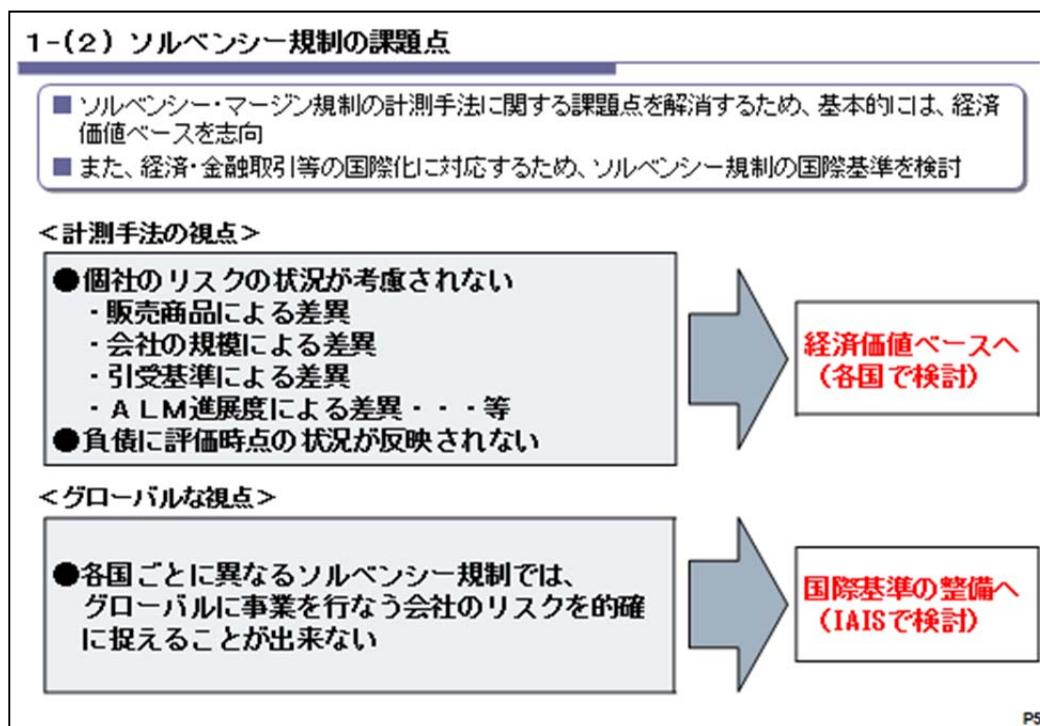
現行のソルベンシー評価		資産・負債評価 (ソルベンシー・マージン)	・各国会計基準に基づく資産 負債評価により算出
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #00aaff; color: white; padding: 5px; margin-right: 5px;">(ほぼ) 時価 ベース 資産</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">ソルベンシー ・マージン (差額、目安等)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 5px;">リスク量</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #ffcc00; padding: 5px; margin-right: 5px;">簿価 ベース 保険負債等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 5px;">▲</div> </div>	要求資本 (リスク量)	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州(ソルベンシーI)では、責任準備金の一定割合など極めて簡易的な算式で算出 ・米国、日本では、リスクカテゴリごとに計測されたリスク量を統合して算出 ・リスク量は、決められた係数表に基づき計算する「リスクファクター方式」を採用
	<p>(日本のリスク量算定式の例)</p> <p>普通死亡リスク : 危険保険金額 × 0.6‰</p> <p>疾病入院リスク : 疾病入院日額総額 × 予定平均給付日数 × 7.5‰</p> <p>予定利率リスク : 責任準備金残高 × 予定利率別のリスク係数</p>		

P4

では、そもそもソルベンシー規制とは何かということについて、少し見ておきたいと思います。保険会社は、通常の支払い債務に備えるため、保険負債を評価し、これに見合う資産を確保する必要があります。さらに、その通常の支払いを超えて起きることが想定されるリスクに備えて、自己資本や、それに類する資本的なもの、日本で言えば、危険準備金や価格変動準備金などを保有することになります。このような保険負債を超えて保有するバッファを、ソルベンシー・マージンと呼んでいます。このソルベンシー・マージンが、想定されるリスク量と比べて十分な水準にあるのかということ、ソルベンシー規制では見るようになります。十分な水準のソルベンシー・マージンがない場合には、何らかの行政措置が行われることとなりますが、このような大きな枠組みについては、概ね各国で共通したものとなっています。

具体的にソルベンシー・マージンをどのように算出するのかということでは、各国の会計基準に基づく資産や負債の評価がベースとなっています。このスライドでは、日本の現行のソルベンシー評価のイメージを記載しています。一番左の資産側については、ほぼ時価ベースで評価されていますが、負債側は契約時の計算基礎率に基づいて評価されており、いわゆるロックインベースと呼ばれる評価となっています。そして、このように評価された資産と負債の差額が、ソルベンシー・マージンです。

次にリスク量です。リスク量は、リスク・カテゴリごとに計測されたリスク量を統合して算出する形になっています。それぞれのリスク量は、決められた係数に基づいて計算を行う、いわゆるリスクファクター方式と呼ばれる方式により算出されています。スライドの一番下に例を記載しています。例えば、普通死亡リスクでは、危険保険金額に定められた一定の係数、ここでは 0.6%を掛けて算出します。疾病入院リスクでは、入院日額総額に予定平均給付日数を掛けて、7.5%という係数を掛けます。予定利率リスクであれば、責任準備金残高に予定利率別のリスク係数を掛けて算出するなど、比較的簡便な計算で算出できる体系となっています。簡単に計算できるということは、保険会社の算出負荷が比較的 low、監督当局の検証も比較的容易であり、また、客観的な数字であるということもメリットであると言えます。



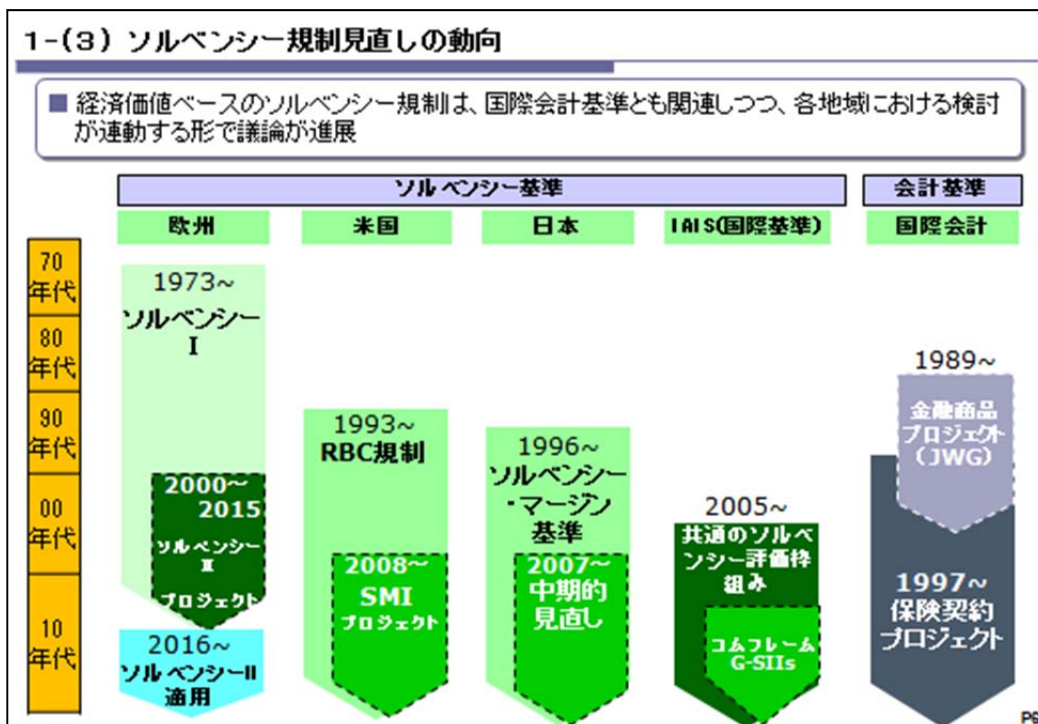
一方で、簡便であることによる課題もあります。このスライドでは、どのような点が課題と考えられるのかについて、記載しています。

一つは、「計測手法の視点」ですが、個社のリスクの状況が必ずしも十分には考慮されないということが挙げられます。リスク量の算定に用いる係数は、全ての保険会社に対して同じ係数が用いられます。一方で、各社が晒されているリスクは、販売している商品によって異なるかもしれませんし、会社の規模の大小や、引受基準等によっても異なるかもしれません。しかし、先ほど申し上げましたように、現在のリスク量の算定においては、これによらず、全社一律の係数が適用されます。

もう一つは、保険負債の評価がロックインベースになっているということです。保険負債は、評価時における実際の死亡率や事業費率、解約率など、これらの状況が反映されるようにはなってはいません。また、金利についても、現在の金利ではなくて、契約時の標準利率で評価されています。一方で資産の評価については、基本的に時価で評価されますので、例えば金利が上昇した場合には、債券価格は下落しますが、保険負債の評価は変わらないことから、ソルベンシー・マージンが減少するということが起こります。この点については、いわゆる責任準備金対応債券や満期保有債券の活用などにより、ある程度手当てがされていますが、現在のソルベンシー規制では、マイナスの影響が生じることもあるということになります。このようなことに対応するために、ソルベンシー規制の見直しの流れとしては、基本的には経済価値に向いているとい

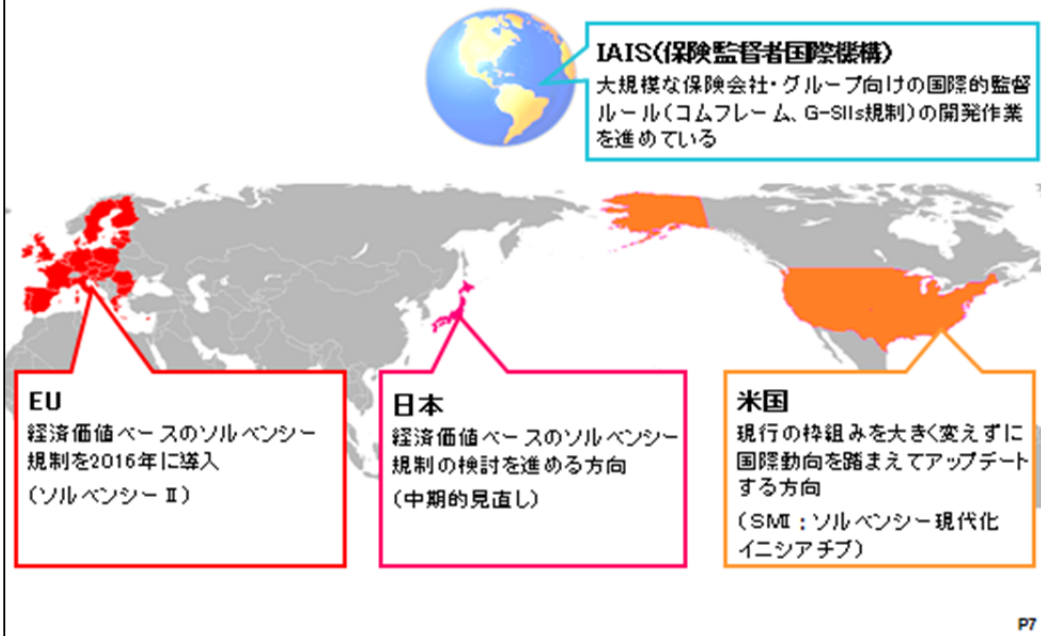
うことなのだろうと思います。

また、次のグローバルな視点から見た場合には、昨今の経済や金融取引などの国際化が進む中で、各国でソルベンシー規制が異なっているという状況では、グローバルに事業を行う保険会社のリスクを的確に捉えることができないという課題もあろうかと思えます。このことから、ソルベンシー規制に関する国際基準の必要性が高まっていて、現在、検討が進められているという状況なのだろうと思います。



次に、ソルベンシー規制の各国の状況です。経済価値ベースのソルベンシー規制は、国際会計基準における保険契約の議論とも関連しながら、各地域における検討が連動する形で議論が進展しているということだろうと思います。具体的には、スライドにあるように、欧州では2000年からソルベンシーIIプロジェクトが進められており、何度か延期があったものの、2016年1月から実際にソルベンシーIIの適用が開始されました。また、米国では2008年から、SMIプロジェクト（ソルベンシー現代化イニシアチブ）が進められています。日本でも、2007年から中期的見直しが進められているところです。そして、保険監督に関する枠組みや国際的な基準については、IAISで議論が進められています。なお、長らく検討されている、保険契約に関する国際会計基準の基準化ですが、現在のIASBのワーク・プランを見ますと、来年の3月の基準化ということになっています。

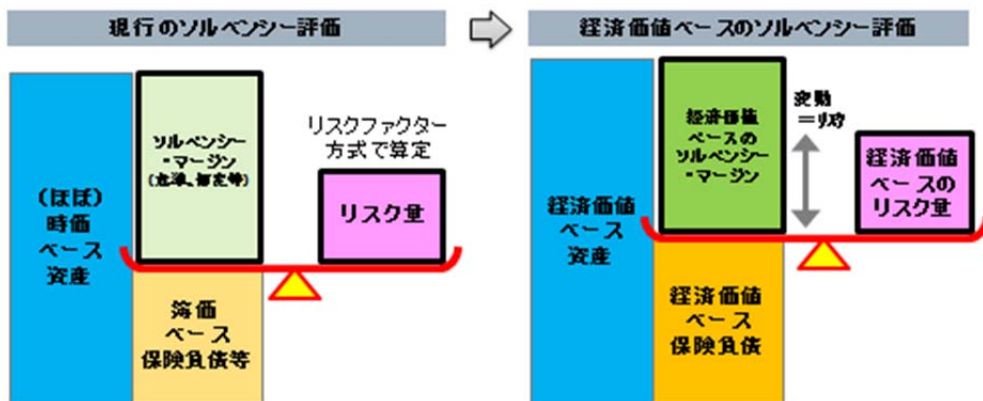
1-(3) ソルベンシー規制見直しの動向



今の話をも、世界地図の形で書いてみました。国際的な基準としては、地球儀のところに書いてありますように、IAISがコムフレームやG-SIIs規制を検討しています。欧州では、左のEUのところですが、ソルベンシーIIを2016年に導入済み。日本では中期的見直しを、また米国ではSMIをとということで、世界の各地域でソルベンシー規制の検討が進行しているという状況です。それぞれにつきましては、このあと順次見ていきたいと思います。

1-(4) 経済価値ベースのソルベンシー評価とは？ ～基本的な考え方～

- 「経済価値評価」とは、資産と負債を現在の金融市場に含まれる情報と統合的に評価すること
- 経済価値ベースのソルベンシー・マージンは、資産も負債も経済価値ベースで評価して算出
- 経済価値ベースのリスク量は、経済価値ベースのソルベンシー・マージンの変動として認識

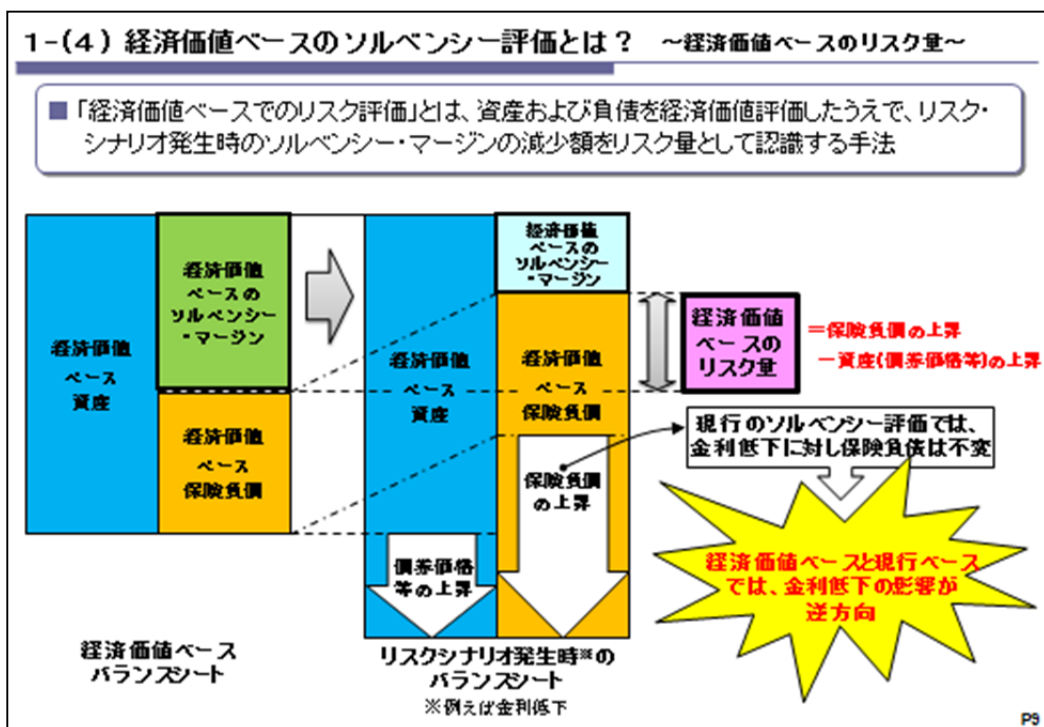


各国の検討状況の詳細に入る前に、経済価値ベースのソルベンシー評価の基本的な考え方について、見ておきたいと思います。経済価値ベースのソルベンシー評価では、資産も負債も経済価値で評価することにな

ります。この「資産と負債を経済価値で評価する」ということですが、これは、金融市場に含まれる情報と整合的に評価することを言います。市場価格が利用可能な場合には、その市場価格を用いて、また、市場価格が利用可能でない場合には、市場と整合的な手法などによって、例えば資産・負債のキャッシュフローを用いて評価するということが行われます。

資産については、株式や債券など、市場価格が利用可能なものが多いと思いますが、保険負債については、一般に、市場で取引されていませんので、市場価格をそのまま持ってくるというわけにはいきません。ですから、保険負債については、市場整合的な手法により保険契約から生じる将来キャッシュフローを生成して、その現在価値をもって経済価値ベースの評価を行うということが行われます。将来キャッシュフローを、例えば死亡率や解約率など、将来的に最も起こりそうな仮定、これを「ベスト・エスティメイト」と言いますが、これらの前提を与えることで生成して、その将来キャッシュフローをリスクフリー・レートで現在価値に割り引くことで経済価値を算出します。このように算出された資産と負債の差額が、経済価値ベースのソルベンシー・マージンになります。

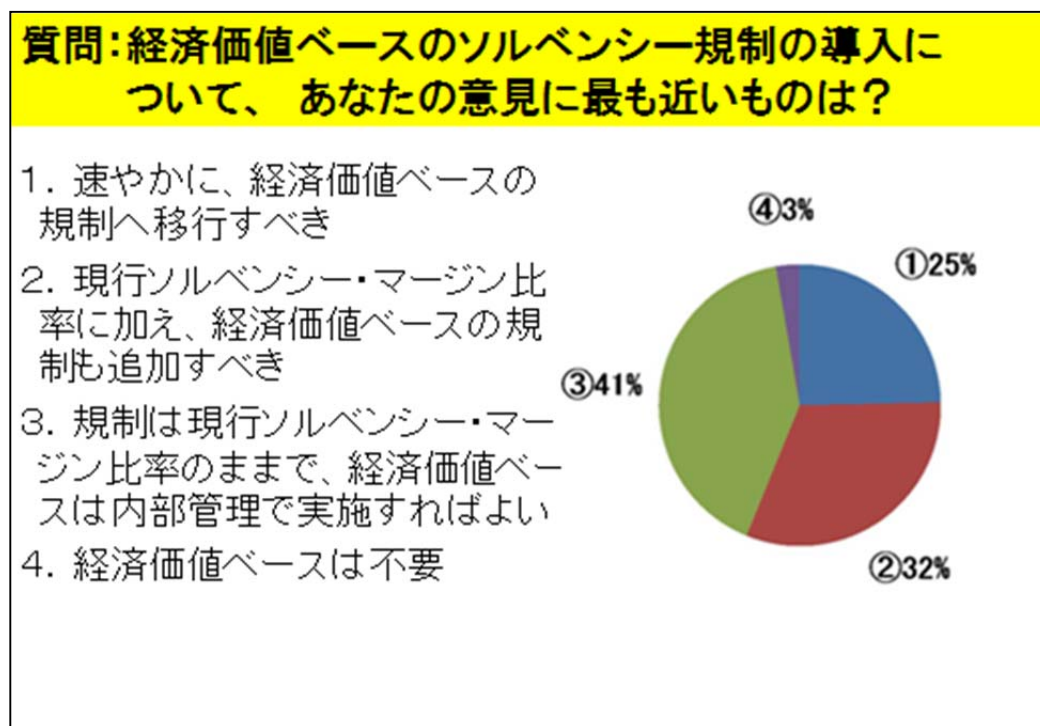
次にリスク量ですが、経済価値ベースのリスク量は、先ほどお話ししましたようなリスクファクター方式とは算出方法が異なります。将来キャッシュフローを生成する際に与える死亡率や解約率、金利水準などの各種前提において、例えば、また後で出てきますが、99.5%などの信頼水準に基づくストレスをかけた場合に、ソルベンシー・マージンがどれくらい変動するかということでリスク量が算出されます。



このページでは、金利が低下した場合の経済価値ベースのバランスシートを示しております。まず資産側ですが、金利が低下することで債券価格が上昇します。負債側については、現行のソルベンシー・マージンでは評価が変わらないので、資産と負債の差額としては、資産の増加に対応してソルベンシー・マージンが増加することになります。一方で経済価値ベースにおいては、負債についても低下した金利で評価することになりますので、保険負債も増加することになります。生命保険会社においては、一般的に、資産のデュレーションよりも負債のデュレーションの方が長いことが多いことから、金利が低下した場合には、資産の増加以上に負債が増加することになります。これにより、現行のソルベンシー・マージンとは逆に、経済価値ベースのソルベンシー・マージンは減少することになります。

リスク量は、例えば、金利に一定のストレスをかけた場合のソルベンシー・マージンの減少額を求めることで、これを金利低下によるリスク量として認識します。スライドでは金利の例を示していますが、株式や為替などの市場リスクや、死亡率や解約率、事業費率などの保険引受リスクに関しても、同様にリスク量が計測されます。これらのリスク量を、相関を考慮して統合することで、経済価値ベースのリスク量を算定することが、一般的な手法となっています。

では、ここで、また双方向ツールを使って質問したいと思います。経済価値ベースのソルベンシー規制の導入について、皆様の意見に最も近いものをお答えください。「速やかに、経済価値ベースの規制に移行すべき」という方は、1番。「現行ソルベンシー・マージン比率に加え、経済価値ベースの規制も追加すべき」という方は、2番。「規制は現行ソルベンシー・マージン比率のままで、経済価値ベースは内部管理で実施すればいい」という方は、3番。「経済価値ベースは不要」という方は4番をお願いします。

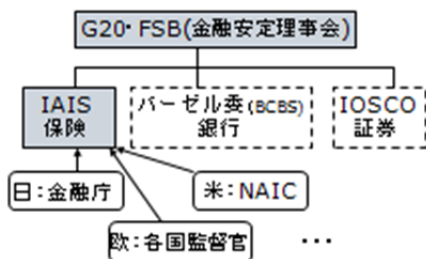


1番が25%、2番が32%、3番が41%、4番が3%という結果です。ちなみに昨年は1番が16%、2番が42%で、3番も42%でした。また4番はいらっしゃいませんでした。今回は、1番が増加した結果となりました。

2-(1) IAISの位置付け

- 保険監督に関する国際的な基準設定はIAIS(保険監督者国際機構)が担っている
- IAISは、ICP(保険基本原則)を通じて、各国の保険監督において遵守すべき原則・基準を定めている。ソルベンシー基準についても、基本原則が存在

〔国際的な金融監督体制〕



IAISとは

- ・1994年設立(バーゼル本拠)
- ・メンバーは各国の保険監督当局
- ・保険監督の国際基準を策定
 - IAIS自身は、直接保険会社を監督しない。また、監督基準そのものを直接には策定しない
 - 各国監督官が自国の監督制度を策定する上で遵守すべき原則・基準を定めている

〔IAISの規定(ICP)の一覧〕

ICP1 監督者の目的、権限および責任	ICP14 評価
ICP2 監督者	ICP15 投資
ICP3 情報交換および守秘義務要件	ICP16 ソルベンシー目的の全社的リスク管理
ICP4 免許付与	ICP17 資本充分性
ICP5 適合性	ICP18 仲介人
ICP6 支配権の変更および包括移転	ICP19 事業行爲
ICP7 コーポレートガバナンス	ICP20 公表開示
ICP8 リスク管理および内部統制	ICP21 保険許容対策
ICP9 監督上のレビューおよび報告	ICP22 マネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策
ICP10 予防および是正手段	ICP23 グループ全体の監督
ICP11 移行	ICP24 マクロ健全性監視および保険監督
ICP12 清算および市場からの撤退	ICP25 監督上の協力および調整
ICP13 再保険および他の形態リスク移転	ICP26 危機管理における国境を越えた協力および調整

ソルベンシーに関する主なICP

- ICP14: ソルベンシー目的の資産負債の評価方法
- ICP17: 要求資本(必要となる資本の額)および資本リソース(資本としてカウントするために満たすべき質と過格性)

P11

ここからは、ソルベンシー規制に関する国際基準の状況および各国の動向を、順に見ていきたいと思えます。まずは、国際的な基準について検討しているIAISの動向です。IAISの位置づけから見ていくことにします。国際的な金融監督体制の模式図を、スライドの左の上に記載しています。IAISは、International Association of Insurance Supervisors(保険監督者国際機構)の略で、G20、FSB(金融安定理事会)の下に存在し、各国の保険監督当局がメンバーとなってスイスのバーゼルに本拠を置いています。日本では、金融庁がメンバーです。ちなみにIAISが入っているビルは、BIS(国際決済銀行)の本部で、スイス国鉄のバーゼル駅の近くにあります。丸い形が特徴的なビルです。

IAIS自身は、直接的に保険会社を監督したり、監督基準そのものを策定するわけではなくて、各国の保険監督官が自国の監督規制を策定する上で遵守すべき原則や、基準を定めています。これをICP、Insurance Core Principles(保険基本原則)と言います。ICPは1から26まであり、それぞれが独立して完結する形になっています。ICPの一覧を、右に記載しています。この中で、特にソルベンシー基準に関係するものが、ICP14の「評価」とICP17の「資本充分性」です。ICP14は、ソルベンシー目的の資産および負債の評価方法を定めています。結果的に、その差額である資本の測定が、ICP14を用いて行われるという格好になります。ICP17は、幾らの資本を保有しなければいけないのか、リスク量がどのように定められるべきなのかということの規定しています。

2-(2) IAISの規定

- ICPは、①原則、②基準、③指針の3層で構成される
- これらの規定は、IMFが実施するFSAP(金融セクター評価プログラム、詳細後述)を通じ、金融庁の制度設計に対する影響力は強い

(ICPの構成)

原則 (Principle)	<p>各国の監督制度に存在しなければならない必須要素を規定する (例えば、「監督者は〇〇〇を実施する」等)</p> <p>[ICP14の例] 監督者は、ソルベンシー目的での資産および負債の評価のための要件を確立する。 [ICP17の例] 監督者は、保険会社が重大な予想外の損失を吸収できるようにするため、および、一定の監督上の介入を規定するために、ソルベンシー目的での資本充分性要件を確立する。</p>
基準 (Standard)	<p>原則の遵守を示すために監督当局が満たすべき、ハイレベルの主要な要件を設定する(例えば、mustを用いる等)</p> <p>[ICP14の例] 14.4 資産および負債の評価とは、経済価値(economic valuation)である。 [ICP17の例] 17.2 監督者は、逆境(adversity)においても、保険会社の保険契約者に対する債務が、約定どおりに引き続き履行されるために十分なレベルで規制上の資本要件を設定し、また、保険会社に規制上の資本要件を満たす資本リソースを維持するよう要求する。</p>
指針 (Guidance)	<p>原則または基準が意味するものを記載する。また、原則や基準を実施する方法の例を提供する。それ単独では、新規の要件を規定しない(例えば、should, mayを用いる等)</p> <p>[ICP14の例] 14.5.5 資産および負債の経済評価のために、市場整合的な評価を用いることが適切となりうる。 [ICP17の例] 17.3.1 監督者は、資本リソースがコントロール水準を下回った場合に、監督者が保険会社の経営に対する介入措置を発動することとなるコントロール水準を設定するべきである。このコントロール水準は特定の枠組み、または、監督者に行動の自由を認めるより一時的な枠組みによって裏づけられることがある。監督者によるコントロール水準設定の目標は、保険会社の履行すべき債務の履行不能による損失から保険契約者を守ることにある。</p>

FSAPの評価項目

<http://www.iaisweb.org/ICP-on-line-tool-689>

P12

次に、IAISの規定の構成について、ICP14や17の例を参照しながら見ていきたいと思います。このICPは3段階の構成となっていて、1番目がプリンシプル(原則)です。2番目がスタンダード(基準)、3番目がガイダンス(指針)です。「原則」は、各国の保険監督制度に存在しなければならない必須要素を定めています。例えばICP14では、「監督者は、ソルベンシー目的での資産および負債の評価のための要件を確立する。」と規定し、ICP17では、「監督者は、保険会社が重大な予想外の損失を吸収できるようにするため、および、一定の監督上の介入を規定するために、ソルベンシー目的での資本充分性要件を確立する。」ということを規定しています。すなわち、どこの監督官も、ソルベンシー・マージン基準のようなものを規定しなければならないということが記載されています。

次の「基準」は、監督当局が各ICPを遵守するために満たすべきハイレベルの主要な要件を設定しています。ICP14では、その14.4において「資産および負債の評価とは経済価値である。」とあり、ソルベンシー目的での資産・負債の評価は経済価値ベースとすることを求めています。また、ICP17では、17.2において、「監督者は、逆境においても保険会社の保険契約者に対する債務が、約定どおりに引き続き履行されるために十分なレベルで規制上の資本要件を設定し、また、保険会社に規制上の資本要件を満たす資本リソースを維持するよう要求する。」ということが書かれています。すなわち、基準を定めるに当たっては、十分な資本を要求する基準がないといけないということが記載されています。その具体的な水準については、各国の監督官の裁量に委ねられています。ICPにおいては、このようなことを定めなければいけないということが求められているということです。

ガイダンス、これは新規の要件を規定するものではありません。遵守義務を規定しているものはプリンシプルとスタンダードで、ガイダンスでは、例や解釈というか、その意味するところを示しているということです。なお、補足というか、中級向けのコメントとなりますが、ICP14.4の「資産および負債の評価とは経済価値である。」ということについて、ガイダンスでは、「市場整合的な評価だけではなく、ロックイン評価である償却原価法も経済価値として適切になりえる」と書かれていますのでご注意ください。ただし、ここでは、市場整合的な評価を念頭に置いてご説明しています。

2-(2) IAISの規定 ～2011年の日本へのFSAPについて～

- 日本では、2011年末～2012年初にかけて、FSAPが実施され、評価書も公表された
〔総論〕日本の金融市場は、金融システムの強化がなされている旨評価
〔保険セクター〕各論として、経済価値ベースソルベンシーに関する言及がなされている

〔FSAP(金融セクター評価プログラム)の目的と概要〕

- IMF加盟国の金融システムの健全化を促進する観点から、以下を目的として実施
 - 各国の金融システムの強靱さと脆弱性の評価
 - 鍵となるリスクの源泉がどのように管理されているかの判定
 - 金融セクターの発展と技術支援の必要性の確定
 - 政策上の回答の優先度をつけることの支援
- IMFと世界銀行のジョイントで実施
- 銀行、証券、保険、決済システム等、包括的な評価を行う。保険セクターに関しては、以下の2つの観点での審査
 - IMFとFSAが合意した特定のシナリオにおけるストレステストの実施
 - ICPIに基づく、保険監督制度の整備状況の評価〔なお、今回(2011年)の日本は、2011年10月に採択された新ICPIに基づく初めての評価対象国〕

〔FSAP評価書(2012年8月1日公表)の記載内容〕

総論

- ・ 前回の評価(2003年)に比べ、金融システム強化の面で進展
- ・ しかしながら、将来的には、公的債務や成長率の低下が課題

保険セクターに関する評価

- ・ ICPの高いレベルでの遵守が確認された
- ・ 今後、FSAは、これらの取組みを基礎として、特に以下の分野において保険監視を強化すべきである
 - ソルベンシー評価は、資産および負債の経済価値評価に基づきべきであり、全時間軸にわたる将来キャッシュフローを考慮に入れる
 - FSAは現在、経済価値により密接に関連する評価アプローチに移行する可能性を考えている

(参考) <http://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=26137.0>

P13

次は、FSAPです。Financial Sector Assessment Program (金融セクター評価プログラム)の略で、IMF加盟国の金融システムの健全化を促進する観点から実施されるものです。銀行・証券・保険などの監督に対して、IMFが検査をするイメージとなっています。先ほどのICPの遵守状況は、このFSAPで評価されます。ICP自体は、法律というわけではなくて拘束力があるわけではないのですが、FSAPを通じて実態的に遵守を求めているということになります。

2-(3) G-SIIsおよびコムフレーム

- G20主導で進められているグローバルな金融危機対応の一環として、IAISでは、G-SIIs向け規制やコムフレームといった国際的な監督の枠組みの検討を行っている

	G-SIIs(ジーシーズ)向けの規制 Global Systemically Important Insurers	ComFrame(コムフレーム) Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups (IAIG)
目的	金融システム上重要な金融機関に対する上乗せ規制	国際的に活動する保険グループ(IAIG)の監督のための共通の枠組み
対象	現時点で9社を選定(初回は2013年7月公表、毎年見直し) 一システミックリスクの原因となりかねない保険会社 一具体的には、大きな保険会社について、次の観点でシステミックリスクの度合いをランキングし、選定 ・規模 ・国際的な活動 ・相互関連性 ・資産流動化 ・代替可能性	【検討中】 (2013年10月に草案公表) 国際的に活動する保険グループ 一次の①②の両方を満たすか、それに準ずるもの ①総資産500億ドル以上 または総収入100億ドル以上 ②3カ国以上から保険料収入があり、かつ海外事業の保険料収入が、全体の10%以上
資本規制	<ul style="list-style-type: none"> ✓BCR(Basic Capital Requirement) - 2014年11月 BCR完成(G20承認) ✓HLA(Higher Loss Absorbency) - 2015年11月 HLA完成(G20承認) - 2019年 HLA適用開始予定 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ICS(Insurance Capital Standard) - 2016年7月 ICSの市中協議(10月コミット) - 2019年 ICS完成予定 - 2020年以降 ICS適用開始?

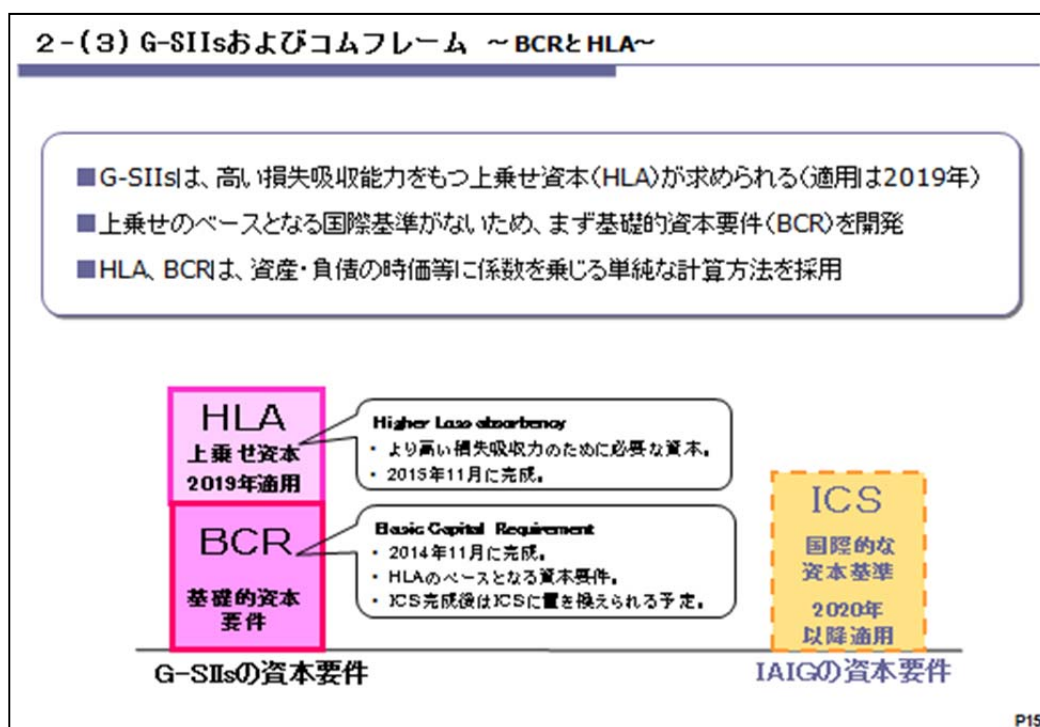
P14

IAISでは、ICPの他にも、国際的な監督の枠組みとして、いわゆるG-SIIsやコムフレームの検討を行っています。これは、金融危機の発生を防止できなかった金融規制の在り方についての反省に立つ

ものです。G-SIIsとはGlobal Systemically Important Insurers（国際的にシステム上重要な保険会社）のことで、G20主導のもとに進められました。その対象となる会社は、2013年7月に初めて9社が公表され、以降、毎年11月に更新されています。その選定基準については、詳しくは申し上げませんが、システムック・リスクの原因となりにかねない保険会社として、規模や国際的な活動、その他、ここに記載の要素を評価して選定されます。現在も、このG-SIIsの対象として9社、欧米8社と中国の1社が選定されています。日本の会社は含まれていません。

規制の内容ですが、G-SIIsに対しては、それらの会社が破綻したような場合には、金融システムに重大な影響を与える懸念がある会社を選ばれていますので、BCR（Basic Capital Requirements）と呼ばれる基礎的な要求資本に加えて、HLA（Higher Loss Absorbency）と呼ばれる上乗せの要求資本が併せて求められ、両者の合計を下回らない額の資本を保有することが要求されます。BCRは2014年11月に、HLAは2015年11月にG20の承認を受け完成しておりまして、2019年の適用が予定されています。

続いて、コムフレームについてです。国際的に活動する保険グループ、International Active Insurance Groupを略してIAIGと呼んでいます。このIAIGに対する監督のための共通の枠組みがコムフレームであり、IAISでは、2010年7月から検討を開始しています。コムフレームにおける保険の国際資本基準を、Insurance Capital Standard（ICS）と呼んでいます。この対象は、記載にあるように、規模が一定以上で、3か国以上から保険料収入があり、海外事業の保険料収入が全体の10%以上であるなど、国際的に活動している会社です。ICSについては、2019年に完成させ、2020年以降の適用を目指しているという状況です。



言葉だけでは分かりにくいかと思いましたので、図示しています。左がG-SIIsのもので、ベースとなるBCRに、より高い損失吸収能力のためにHLAが上乗せされる形となっています。なお、G-SIIsに対するBCRは、上乗せの要求資本であるHLAを策定するに当たって、そもそも保険において銀行のバーゼル基準のように国際的に共通した基準がなかったことから、策定されたという面があります。ですから、BCRと、IAIGに対するICSは、ともに資本要件として役割が重複するような側面があるので、ICSが開発されると、BCRの役割が再評価されることが想定されています。

2-(3) G-SIIsおよびコムフレーム ~ICS~

- 国際的に活動する保険グループ(IAIG)には、保険の国際資本基準(ICS)が適用される(2020年以降適用開始予定)
- IAISIは、2019年のICS完成を目指して、フィールドテストを通じてICSを開発中



P16

右側がICSです。IAIG向けの規制で、先ほど申し上げましたように、2019年の完成、2020年からの適用を目指して、現在、世界各国の保険会社によるボランティアのフィールドテストなどを行いながら、検討が進められている状況です。

2-(3) G-SIIsおよびコムフレーム ~対象範囲~

- コムフレームとG-SIIsは別の文脈ではあるが、G-SIIsパッケージは、コムフレームの上乗せ規制になると整理されている

<保険会社タイプ>

保険会社・グループ	国際的に活動する保険グループ(IAIG)	国際的にシステム上重要な保険会社(G-SIIs)
-----------	----------------------	--------------------------

<監督規制>

第一段階=ICP	規格等を問わず、個社およびグループに適用される	
第二段階=ComFrame 検討中の資本規制:保険会社資本基準(ICS)※		ComFrameの資本規制 ICS(2019年確定予定)
第三段階=G-SIIsに対する政策措置 基礎的資本要件(BCR)※、より高い損失吸収力(HLA)※		G-SIIsに対する政策措置 BCR(2014年確定) HLA(2015年確定)

・フィールドテストで収集したデータを基に検討

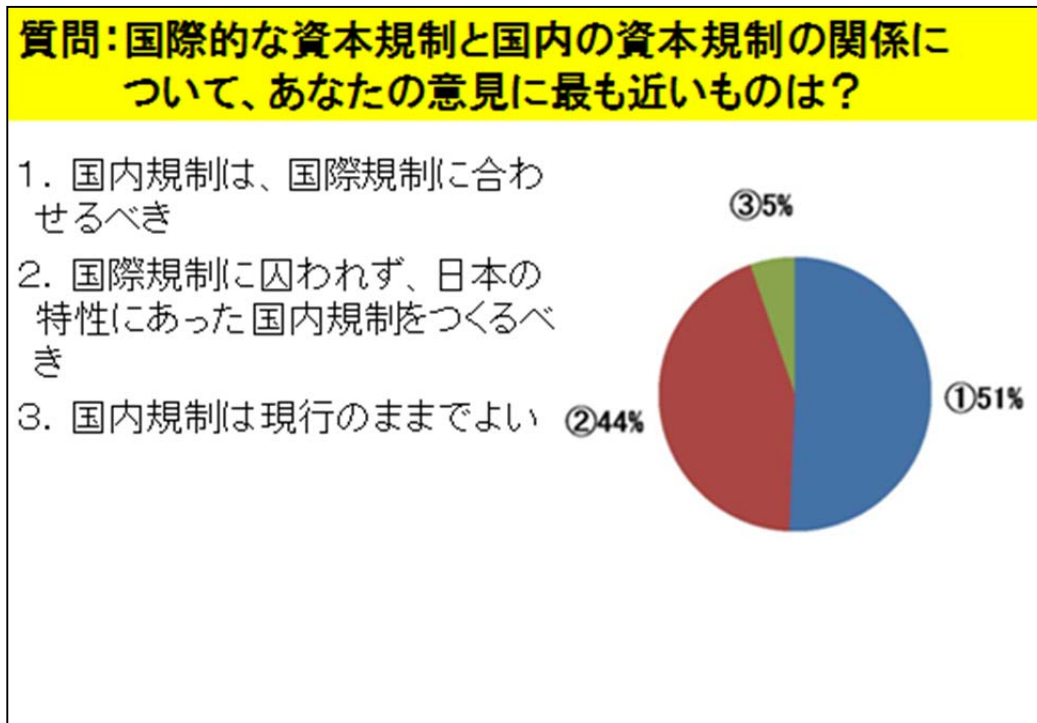
・ICSが開発される際、BCRの役割が再評価される予定

※)それぞれの資本規制に抵触した場合の措置等の詳細は現時点では明らかにされていない(検討中)

P17

ここでは、ICPやコムフレーム、G-SIIs、それぞれの適用対象範囲を記載しています。全部に適用されるICPがベースにあり、国際的に活動するIAIGに対しては、共通の枠組みとしてのICSが適用されます。さらに、国際的にシステム上重要な保険会社、G-SIIsに対しては、基礎的な資本要件であるBCRと、上乗せとしてのHLAが適用されることになっており、右に行くほど上乗せされていくようなイメージでよいと思います。

ここで、また質問です。国際的な資本規制と国内の資本規制の関係について、どのようにお考えでしょうか。3つの選択肢からお答えいただければと思います。では、お願いします。

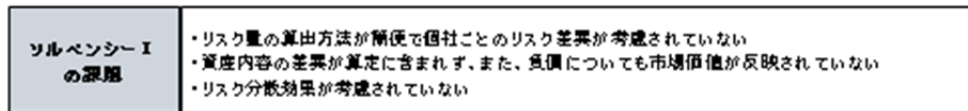
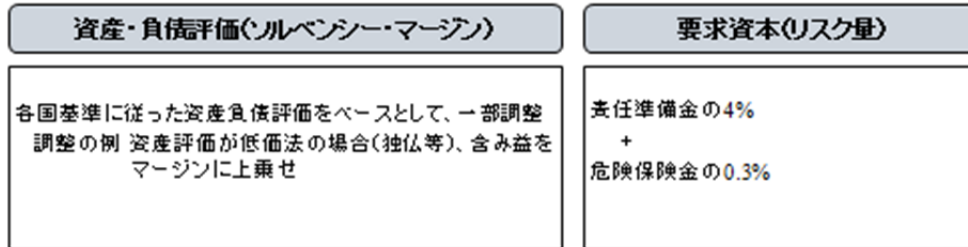


1番が51%、2番が44%、3番が5%です。昨年は、1番が65%、2番が33%、3番が3%でしたので、今年は、1番が減少し、2番が増加しています。

3-(1) これまでの基準の状況

- 2015年以前の欧州の規制である「ソルベンシー・マージン規制(通称ソルベンシー I)」は、各国会計基準に基づく資産負債評価に基づいていた。また、要求資本については、簡易的な算式で算出されていた

〔欧州ソルベンシー I の概要〕



日本アクチュアリー会 探検2(生命探検) 第6章「ソルベンシー」

P15

次に、欧州の動向です。欧州では、2016 年からソルベンシー II が導入されていますが、まず 2015 年までの規制であるソルベンシー I について、簡単に見ておきたいと思います。ソルベンシー I は、1970 年代から使用されており、記載のような簡単な算式になっています。これもやはり簡便な手法ということで、そのための課題もあります。各社のリスクの差が考慮されていないことや、資産内容の差異が反映されていないこと、リスクの分散効果が考慮されていないことなどが挙げられます。

3-(2) 欧州ソルベンシー II の枠組み

- ソルベンシー I における課題を解消すべく、欧州では2000年からソルベンシー II を検討
- ソルベンシー II では銀行業におけるバーゼル規制に倣い「3つの柱」アプローチを採用

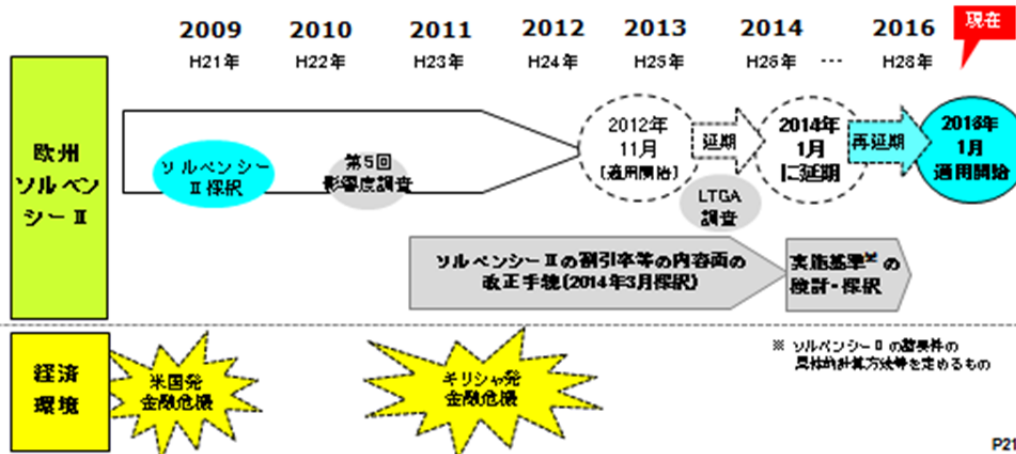


P20

欧州では、ソルベンシー I のこれらの課題の解決に向けて 2000 年からソルベンシー II の検討が始まりました。その枠組みとして、記載のように三つの柱のアプローチを採用しています。

3-(3) ソルベンシー II の経緯

- 5度にわたる定量的影響度調査の実施を経て、2009年に「ソルベンシー指令」が採択され、ソルベンシー II の導入が正式決定
- その後、長期保証契約影響度調査(Long Term Guarantee Assessment:LTGA)を経て、2014年にソルベンシー指令の改正案が採択
- 2016年1月にソルベンシー II 適用開始



続いて、ソルベンシー II 導入の経緯ですが、2000年に欧州委員会がソルベンシー規制に関して改訂方針を公表したことが、ソルベンシー II 規制の検討の始まりです。その後、2005年から5度に亘り、定量的影響度調査、いわゆるQ I Sが実施され、2009年にソルベンシー指令が採択されました。これにより、ソルベンシー II の導入が正式に決定されたこととなります。この指令では、当初は2012年11月からソルベンシー II の適用を開始することになっていましたが、2度にわたり延期され、ようやく今年、2016年1月から適用が開始されました。

3-(4) ソルベンシー II の概要

- ソルベンシー II では、「トータル・バランスシート・アプローチ」と呼ばれる、経済価値ベースの資産負債評価が志向されている

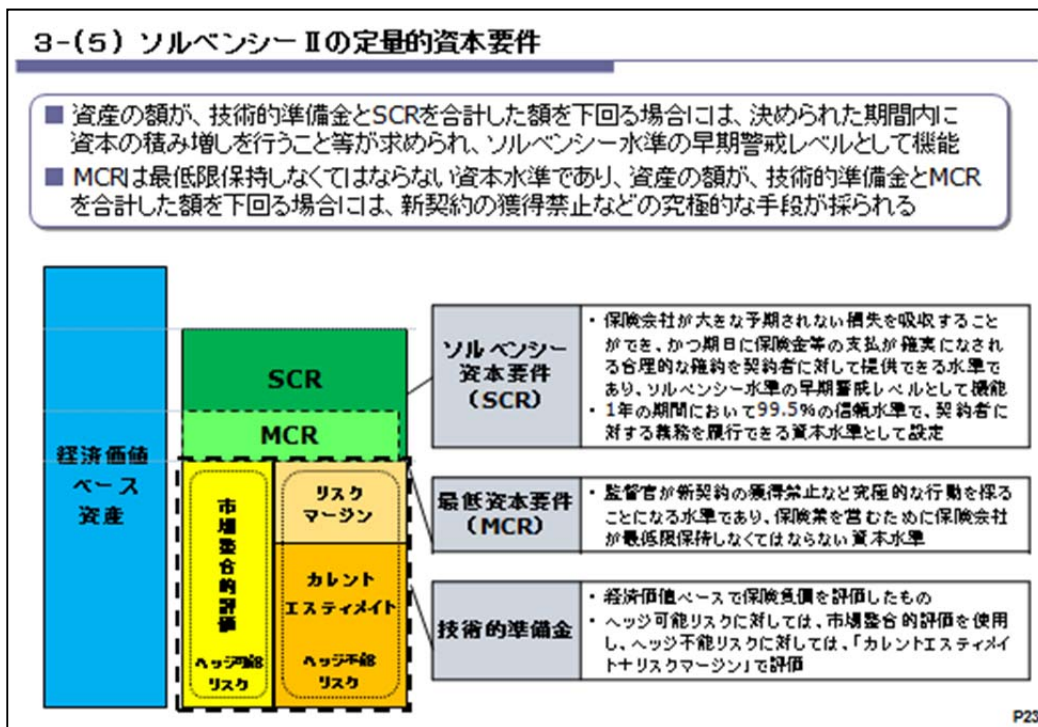
(ソルベンシー II の概要(ソルベンシー指令))

資産・負債評価(ソルベンシー・マージン)	要求資本(リスク量)
<p>(前文)保険事業者および再保険事業者の財務状況の評価は健全な経済原理によるべきであり、金融市場から提供される情報を最適に利用すべきである。(略)ソルベンシー要件は、バランスシート全体の経済評価(economic valuation)を基礎とすべきである。</p> <p>(75条) (略)</p> <p>(a) 資産は、見識があり自発的な当事者間の、独立性を保った取引における、取引される金額で評価</p> <p>(b) 負債は、見識があり自発的な当事者間の、独立性を保った取引における、移転または決済される金額で評価</p> <p>(76条 第2項) 保険契約準備金の額は、もし契約上の権利や責任が直ちに他の事業者に移渡されると仮定した場合に、保険事業者又は再保険事業者が支払わなければならない金額と一致すべきである。</p>	<p>(前文)ソルベンシー資本要件(SCR)は、破綻が1/200を超える確率で発生することが無いことを確保する、言いかえると、今後12ヶ月間、少なくとも99.5%以上の確率で保険契約者に対する義務を果たすことの出来る、保険事業者および再保険事業者が保有すべきエコノミックキャピタルの額として決定されるべきである。</p> <p>(101条第4項) SCRは少なくとも以下のリスクを含める</p> <p>(a) 損害保険引受リスク</p> <p>(b) 生命保険引受リスク</p> <p>(c) 医療保険引受リスク</p> <p>(d) 市場リスク</p> <p>(e) 信用リスク</p> <p>(f) オペレーショナルリスク</p>

(出典) <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32009L0138:en:NOT>

P22

このスライドでは、「ソルベンシーⅡの概要」として、ソルベンシー指令の中から、資産・負債評価と要求資本についての内容を記載しています。「ソルベンシー要件は、バランスシート全体の経済評価を基礎とすべきである」というところですが、これをトータル・バランスシート・アプローチと呼んでいます。特に保険負債評価について見ると、「負債は、見識があり自発的な当事者間の、独立性を保った取引における、移転または決済される金額で評価」とあり、いわゆる出口価値の評価となっています。また、要求資本については、「今後12か月、少なくとも99.5%以上の確率で保険契約者に対する義務を果たすことの出来る、保険事業者および再保険事業者が保有すべきエコノミックキャピタル」とあり、いわゆるタイムホライズンは1年、信頼水準99.5%とすることが規定されています。



次に、ソルベンシーⅡの定量的資本要件です。ソルベンシーⅡにおいて要求されるソルベンシー水準を図にしています。点線で囲んだ部分が、経済価値で保険負債を評価したもので、技術的準備金と呼ばれます。その上に乗っているのが、SCR、ソルベンシー資本要件と言われるもので、1年の期間に対して99.5%という、信頼水準のリスクに対応するレベルでの義務を履行できる資本水準として設定されます。資産の額が、この技術的準備金とSCRを合計した額を下回る場合には、決められた期間内に資本の積み増しを行うことなどが求められ、ソルベンシー水準の早期警戒レベルとして機能することになります。

もう一つ、MCRと呼ばれるものがあり、これは、保険業を営むために保険会社が最低限保持しなければならない資本水準です。資産の額が、この技術的準備金とMCRを合計した額を下回る場合には、新契約獲得禁止など、その他、究極的な手段が監督者により採られることがあります。SCRの計算は、内部モデルの容認などを含め、各社のリスクをより捉えて、また、保険会社のリスク管理の高度化にもつながるものとするなど、比較的複雑な方式となっています。一方で、究極的な監督手段であるMCRは、保険会社が発動に対して差止請求などの法的措置を取った場合でも十分に対抗できるような、強靱な基準であることが求められることから、一定程度簡潔なものとなっています。

3-(6) 保険負債の割引率等の緩和措置

- 金融危機を契機に、ソルベンシー II によって長期保証契約が提供困難になる懸念が示された
- この懸念に対処するため、長期保証契約への影響度調査(LTGA)が実施され、次のような「長期保証契約への緩和措置」が盛り込まれた

項目	概要	効果
ボラティリティ調整	・保有債券の運用利回りと保険負債の割引率が大きく乖離することにより、資産と負債の評価が不整合となることを避けるため、債券利回りの一部を保険負債の割引率に上乘せ	・金融市場のストレスが引起こす保険会社のリスク性資産圧縮インセンティブを緩和
マッチング調整	・資産と負債のキャッシュフローがマッチングしており、将来キャッシュフローの予見可能性が高い契約について、保険負債の割引率に対応資産の利回りを基に上乘せ	・資産と負債がマッチングしている実態が反映されるため、当該部分については、金利変動の影響を回避
超長期金利の補外	・保険負債の割引率において、終局金利を用いて市場で観察可能な年限を超える部分を補外。終局金利は「期待実質金利+期待インフレ率」	・補外部分の金利変動を抑制し、負債のボラティリティを抑制
移行措置	・基準導入時の既保有契約を対象に、基準導入後、一定年数(最大16年間)にわたり、新基準と旧基準(ルレグI)の割引率を補間した率を使用	・保険会社の財務状況の急変緩和

<https://eiopa.europa.eu/consultations/qis/insurance/long-term-guarantees-assessment/index.html>
https://www.actuaries.jp/member/user/index.php?mode=lib&mode_sub=index&cat_id=523 (余額引冊269号)
<https://eiopa.europa.eu/regulation-supervision/insurance/solvency-ii/solvency-ii-technical-specifications>

P24

先ほど、ソルベンシー II の適用が 2 度にわたって延期されたという話をしましたが、金融危機を契機として、長期保証契約が提供困難になるのではないかという懸念が示されたことから、この懸念に対処するために、特に割引率の措置による長期保証契約への影響度調査、いわゆる LTGA が実施されることになりました。LTGA は Long Term Guarantees Assessment の略です。

その結果、スライドに記載のような措置が織り込まれることになりました。一つめが、ボラティリティー調整と呼ばれるもので、リスクフリー・レートに対する債券スプレッドが著しく拡大した場合に、資産利回りと保険負債の割引率が大きく乖離することで、資産と負債の評価が不整合になってしまうことを避けるために、保険負債の割引率に所定の調整をしようという考えのものです。これは、債券価格が下落した場合に、その損失を限定するために、保険会社の債券の売却を誘発し、債券価格の更なる下落を引き起こすというような、プロシクリカリティーを抑制する意味合いもあります。当初は、金融危機の時のみに適用する枠組みで検討されていましたが、いつが金融危機なのかということ判断することが難しいこともあり、上乘せする水準を縮小したうえで、常時適用するという枠組みになりました。

マッチング調整ですが、これは、資産と負債のキャッシュフローがマッチングしていて、将来キャッシュフローの予見可能性が高い契約に対しては、対応する資産の利回りを基に保険負債の割引率を調整・上乘せをするというもので、資産と負債のマッチングしている状態が評価に反映されるために、金利変動の影響が回避されるということになります。ただ、スライドにはきちんと書いていないのですが、適用するためには、対応する資産が他と区分して管理されていることや、将来の保険料の払い込みがないなど、いろいろと厳しい要件があります。

次に超長期金利の補外です。保険負債は一般的に、市場で流通している債券と比べて期間が長いことから、割引率を設定するに当たって、一定年限までは市場の値を利用することができますが、それより長期の年限については何らかの方法で設定する必要が生じます。そのことを補外と呼んでいます。ソルベンシー II では、終局金利と言われる、長期的に、マクロ経済的に設定される水準に金利を収束させる手法を用いて補外をすることとされています。この終局金利は、基本的には実質金利と期待インフレ率の合計で設定されており、通貨によって水準は異なりますが、現在、ユーロでは 4.2%、円では 3.2%です。

最後に移行措置です。ソルベンシーⅡ導入前の契約を対象として、最大16年間にわたって段階的にソルベンシーⅡの割引率に移行することができるというものであり、随分長期に亘る措置となっています。

4-(1) 現行基準の状況

■ 米国は各州が規制の主体であるが、州監督官の全国組織であるNAIC(全米保険監督官協会)が「RBC規制」と呼ばれるモデル規制を提示し、枠組みを統一

- RBC規制は、日本のソルベンシー・マージン基準策定の際に参考としたものであり、概ね日本と同様の枠組み

〔米RBC規制の概要〕

資産・負債評価(ソルベンシー・マージン)	要求資本(リスク量)
<p>監督目的の会計基準(SAP)に基づき評価</p> <p>資産評価: 債券は償却原価、株式は時価 非認容資産が定められており、一部の資産は計上不可</p> <p>負債評価: 法定の責任準備金。伝統的な保険に関しては、評価用の死亡率・利率も法定</p>	<p>リスクカテゴリごとに定められたリスク量を統合して要求資本とする</p> <p>リスクカテゴリは以下の通り</p> <p>C1: 資産リスク(普通株の30%等) C2: 保険リスク(危険保険金の0.09%等) C3: 金利リスク(責任準備金の0.77%等) C4: 経営リスク(保険料の3%等)</p> <p>リスク = $C4 + \sqrt{(C1 + C3)^2 + C2^2}$</p>

日本アクチュアリー会 保険2(生命保険) 第6章「ソルベンシー」 P26

次に、米国の動向です。米国における規制の特徴は、各州が規制の設定主体であるということです。大統領選挙がホットな話題ですが、大統領選挙の仕組みも州単位であり、各州で勝った候補者が、その州を代表する選挙人を基本的に総取りすることになっています。何事も州が基本単位で、州の権限が非常に強くなっています。これは、アメリカ建国の歴史的な経緯に根ざすものです。

規制も同じであり、基本は州単位になっています。しかし、全米の州監督官の組織であるNAICが、これはNational Association of Insurance Commissioners(全米保険監督官協会)の略ですが、ソルベンシー規制ではRBC規制というモデル規制を提示しており、各州が採択するという形で、一定程度統一された仕組みとなっています。このRBC規制は、先ほども申し上げましたが、日本がソルベンシー基準を策定する際に参考としたもので、両者はよく似たものとなっています。ソルベンシー・マージンは、監督目的の会計基準、SAPに基づいて評価されており、要求資本はスライドに記載の式で算出されます。

4-(2) 見直しプロジェクトの実施

- 米国は、SMI (solvency modernization initiative)と称するソルベンシー基準の見直しプロジェクトを実施
 - 2008年にプロジェクトを開始し、2013年8月に見直しの方向性について採択

〔SMIの経緯・スケジュール〕

2008年	NAIC(全米保険監督官協会)がソルベンシー現代化イニシアチブ(SMI)のプロジェクトを立ち上げ	欧州ソルベンシーⅡ等の国際動向を分析し、米国制度の改定要否を検討することを出発点として発足
2009年	「SMIにおいて検討すべき論点」を公表	主要論点として以下を列挙 ・フレームワーク、ロードマップの公表 ・ソルベンシーⅡやIASB保険プロジェクトの調査 ・採用する可能性のあるアイデアの特定 ・原則主義ベースの評価等
2012年	3月「米国の州ベースの保険財務規制システムとソルベンシー現代化イニシアチブ」(ホワイトペーパー)のドラフトを公表	
2013年	8月、NAICが、上記ホワイトペーパーを採択	

http://www.naic.org/index_smi.htm P27

欧州では、ソルベンシーⅠが簡便な基準でしたので、早くから変更することが検討されましたが、米国のRBC基準はそれに比べると細かい計算となっていますので、直ちに見直す必要があるという状況ではないということです。ただ、やはりアメリカでもソルベンシー基準の見直しの動きはあり、ソルベンシー現代化イニシアチブ(SMI)と呼ばれる、ソルベンシー基準を見直すプロジェクトがあります。これは、2008年から着手され、2012年3月に見直しの方向性について、ホワイト・ペーパーと呼ばれる報告書が出されています。

4-(3) ホワイトペーパーで示された方向性

- ホワイトペーパーでは、市場整合的評価に対し、慎重に捉える方向性が示されている
 - ⇒ 現行の枠組みを大きく変えずに国際動向を踏まえて、アップデートする方向 (例: 原則主義ベースの評価の導入)

〔ホワイトペーパーで示された方向性〕

資産・負債評価(ソルベンシー・マージン)	要求資本(リスク量)
<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRSとのコンバージェンス等のUS-GAAPの変化に対し、ソルベンシーの観点から、評価に関し適切な調整を加えることが必要。(17) - その例の一つとして、保険契約への全面的な市場整合的評価がある。公正価値評価の下では、市場の一時の変動により、保険会社の財務状況が大きく変動し、本来健全な保険会社を、当局の管理化においてしまう懸念がある。(18) - 既存の評価には保守性が含まれており、これがRBC規制の健全性の一部を担ってきた。(97) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ RBC規制は当局の直接的な介入のトリガーと位置づけられる。(93) ・ カタストロフィックリスクや信用リスクについて改善の余地がある。また、相関の取扱(2乗してルート)についても検討中。(98,100) ・ 信頼水準とタイムホライズンについては、リスクの特性に応じて決める必要がある。現時点で一時的な値を決めることは出来ない。(102,103)

http://www.naic.org/index_smi.htm

括弧内の数字は、該当箇所のSection 5のパラグラフ番号

P28

このホワイト・ペーパーでは、欧州のソルベンシー II で重視されている経済価値ベースに対して、慎重に捉える方向性が示されています。NAICは、米国の保険財務規制は数十年にわたって利用され、有効に機能してきているので、まだ確立されていない新しい議論を基に一から始めるよりも、既に実績のある規制の枠組みを改善することを支持するという立場です。現行の枠組みを大きく変えずに、国際動向を踏まえながらアップデートをするというスタンスだということです。

4-(4)原則主義ベースの責任準備金評価 (PBR)

PBR(原則主義ベースの責任準備金評価)

- 変額年金や無失効保証付ユニバーサル保険の販売など、保険商品が複雑化してきたことに対応して、従来の画一的な算式ベースの責任準備金評価手法を見直すもの
- 新しい評価手法では、確率論的手法を採用していることや、死亡率等の前提を各社が自社の経験値等に基づいて設定すること等、が主な特徴である

スケジュール

- 2009年に標準責任準備金法(SVL)が改正
- 2012年12月に評価手法の細目を定める評価マニュアルが採択
- 発効要件が満たされたことから、2017年1月から適用開始予定
ただし、適用には3年の猶予期間あり(保険会社が選択)
- 対象契約は、適用日以降に獲得された契約

原則主義ベースの責任準備金評価(PBR)の発効要件

- ・発効要件: SVLが「保険料ベースで全州の75%以上の州」かつ「42以上の州」で採択されること
- ・対象契約: 適用日以降の新契約が対象(既契約は現行方式を継続)
- ・移行措置: 3年の猶予期間あり(保険会社が選択)

P25

そのような中で、責任準備金評価の見直しを行ったものが、いわゆる原則主義ベースの責任準備金評価で、Principle-Based Reserving (PBR) と呼ばれるものです。変額年金や、無失効保証、これは最低限の保険料が払い込まれていると、キャッシュバリューがゼロやマイナスになっても失効しないというものですが、無失効保証付きユニバーサル保険など、商品が複雑化してきていますので、これまでのような画一的な算式ベースの責任準備金評価方法では対応が難しくなったことを受けて見直しを行うものです。PBRでは、確率論的手法が用いられていることや、死亡率等の前提を各社が自社の経験値に基づいて設定することなどが特徴です。

ただし、これはあくまでもモデル法、NAICのレベルですので、実際には各州が採択する必要があり、一定の州が採択するなどの発効要件が、標準責任準備金法に規定されています。具体的には、保険料ベースで全州の75%以上、かつ42以上の州で採択されることが要件になっています。実際に、この要件が2016年に満たされたことから、2017年の1月から適用開始となる予定です。

5-(2) 日本におけるフィールドテスト ～2016年のフィールドテスト～

■金融庁は、2016年6月(平成28年6月)にIAISのICSに準じたフィールドテストを実施

(経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストの実施について) (2016年金融庁)

趣旨 目的	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年6月、平成26年6月に全保険会社を対象としたフィールドテストを実施したところだが、現在も検討の途上にある 各保険会社において、改めてフィールドテストを実施することにより、各保険会社の対応状況や直近の低金利下におけるソルベンシーの状況を把握し、その過程で抽出された実務上の課題等を今後の導入に向けた検討に活用
概要	<ul style="list-style-type: none"> 全保険会社を対象に、アンケート方式により経済価値ベースの資産、保険負債、資本の質、各種所要資本の計算等を実際に行うことを要請し、その過程における課題等の報告を求める 計算方法、金利水準、リスク係数等の前提条件については、金融庁が提示。その際の計算方法は、IAISで検討されているICS(国際資本基準)と基本的に整合的なもの 既に、自主的に、内部モデル等により、経済価値ベースの保険負債評価に基づくリスク管理等を行っている先進的な保険会社に対しては、当該内部モデルの実態等についてもアンケート調査を実施 回答の回収後、集計を行い、全体の傾向及び把握された主な課題等について、概要を公表(個社の結果は公表しない)

<http://www.fsa.go.jp/news/27/hoken/20160624-4.html>

P32

最近のフィールドテストは、平成28年、今年の6月に実施されていますが、先ほどありましたIAISで検討されているICSに準じた内容となっています。このスライドでは、趣旨と目的、概要を記載しています。また、次のスライドにフィールドテストの実施内容を図示しています。

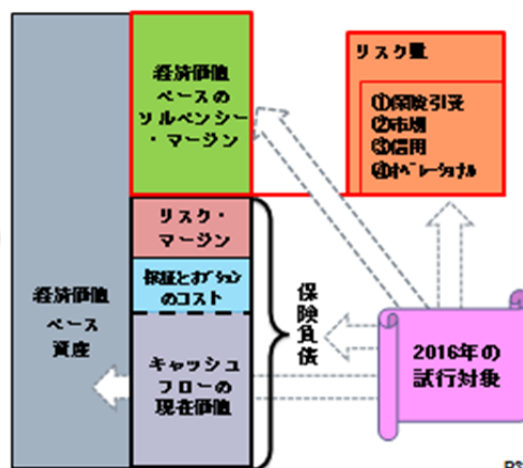
5-(2) 日本におけるフィールドテスト ～2016年の試行対象～

■資産、保険負債、資本、とリスク量の算定が2016年フィールドテストの試行対象

現行のソルベンシー評価
(フォーミュラ方式)



経済価値ベースのソルベンシー評価
(市場整合的な手法)



P33

記載のように、資産、保険負債、所要資本、リスク量と、ひとつおりの要素が対象となっています。前回のフィールドテストでは保険負債とリスク量の部分だけでしたが、試行対象が広がり、ひとつおりの要素がカバーされたという形です。

最後は、非常に駆け足となってしまいましたが、大まかにではありますが、経済価値ベースのソルベンシー規制に関して、国際的な動き、そして、主要な各国・地域である欧州や米国、日本の状況について見てまいりました。それぞれが、それぞれにはありますが、検討が進められています。新しいソルベンシー規制の導入は、保険会社にとって非常に大きな影響を与えるものであり、また、技術的にも、将来キャッシュフローの生成、リスク量の測定など、専門性が要求されるものでもあります。我々アクチュアリーが、大きく能力を発揮することが期待される分野ではないだろうかと思えます。

このセッションが、皆様、特に若い方々が興味を持たれるきっかけになれば、大変うれしく思います。以上で終わります。ありがとうございました。

司会 以上をもちまして、セッションB、「今日から始める経済価値ベース・ソルベンシー基準 2016～諸外国等の状況を中心に～」を終了します。